

## 第5章 災害復旧・復興計画



## 第5章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設災害復旧計画

本町における被災した公共施設は、災害に対する各種の特性と原因を速やかに検討し、その被害程度に応じて復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧と合わせて再度災害の発生を防止し、施設の新設又は改良を図るものとする。

#### 1 実施責任者

指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

[実施主体：総務班・企画財政班・都市建設班]

#### 2 計画の種類

復旧計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分調査検討してその都度作成実施するものとするが、その主な計画は次のとおりである。

##### (1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 河川公共土木災害復旧計画</li><li>② 道路公共土木災害復旧計画</li><li>③ 地すべり防止施設復旧事業計画</li><li>④ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画</li><li>⑤ 海岸施設復旧事業計画</li><li>⑥ 港湾施設復旧事業計画</li></ul> |
|---|

- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 上下水道施設災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) その他、災害復旧事業計画

## 第5章 災害復旧・復興計画

### 3 町及び県における措置

区 分	実 施 内 容
① 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、町又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。
② 緊急災害査定促進	災害が発生した場合、町及び県は被害状況を速やかに調査把握し緊急に災害査定が行われるために、公共施設の災害復旧事業を迅速に実施するよう努めるものとする。
③ 災害復旧における財源確保	町及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、この負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

### 第2節 災害住民相談計画

被災者が抱える多種多様な相談や問い合わせに対して、町の相談窓口「住民サポートセンター（仮称）」を開設するなど、総合的な対応としての機能を発揮させるものとする。

[実施主体：総務班・都市建設班・町民保険班]

#### 1 住民サポートセンター（仮称）の開設

本町における被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、沖縄県の「県民サポートセンター」を主体とし、国及びその他関係機関と連携した「住民サポートセンター（仮称）」を開設するものとする。

#### 2 相談内容

「住民サポートセンター（仮称）」における相談内容の事例は、次のとおりである。

- ① 倒壊家屋の解体・撤去、危険度判定
- ② 各種資格証の再発行等手続（年金証書、健康保険証等）
- ③ 罹災証明の発行手続
- ④ 仮設住宅の入居
- ⑤ 災害援護資金
- ⑥ 被災に伴う税金の減免措置
- ⑦ 医療、保健
- ⑧ その他

#### 3 設置場所

「住民サポートセンター（仮称）」は被災状況を勘察し、町役場及び公共施設等、地域において日頃から活用されている施設に設置する。

第3節 生活確保対策計画

[実施主体：総務班・福祉班・子ども家庭班]

1 被災者生活再建支援法の適用計画

(1) 目的

災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(2) 計画内容（支援法の適用要件等）

1) 支援法の適用

区 分	基 準 内 容
ア) 対象となる自然災害	① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県における自然災害 ④ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～②に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
イ) 支給対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

2) 住宅の被害認定

被害認定は、認定基準「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日 内閣府政策統括官（防災担当）通知）により町が行い、県がその取りまとめを行うこととする。

3) 支援金の支給及び支給限度額

支援金には支給する限度額が設けられており、支援金の支給限度額は住宅の被災の程度、世帯の収入世帯主の年齢、世帯員数及び住宅の所有形態等により異なるが、最大で300万円が支給される。

## 第5章 災害復旧・復興計画

### ア 支給金額

世帯主の年収、年齢等	世帯種別	支給限度額	イの対象 ①～④	イの対象 ⑤～⑧
年収≤500万円の世帯	複数世帯(2人以上)	300万円	100万円	200万円
	単数世帯(1人)	225万円	75万円	150万円
・世帯主が45歳以上又は要援護世帯で 500万円<年収≤700万円 ・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で 700万円<年収≤800万円	複数世帯(2人以上)	150万円	50万円	100万円
	単数世帯(1人)	112.5万円	37.5万円	75万円

※要援護世帯とは重度の身体障害者世帯、生活保護世帯等をいう。

### イ 支援金の対象経費

- |   |
|---|
| ① 通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費<br>② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費<br>③ 住居の移転費又は移転のための交通費<br>④ 住宅を賃借する場合の礼金<br>⑤ 民間賃借住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）<br>⑥ 住宅の解体（除去）・撤去・整地費<br>⑦ 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息<br>⑧ ローン保証料、その他住宅の建替え等にかかる諸経費 |
|---|

(注1)大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度。補修の為に買入れ金等の利息を含む。）

(注2)長期避難世帯の特例として更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給

(注3)他の都道府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2

### 4) 町の事務体制

町の事務体制は次の表のとおりとする。また、県・被災者生活再建支援基金の事務体制は県防災計画に基づくものとする。

#### 《町の事務体制》

事 務 分 掌		
必要な事務	各団体で行う事務	委託を受けて行う事務
① 制度の周知 （広報） ② その他各事務に係る付帯事務	① 住宅の被害認定 ② 罹災証明書等必要書類の発行 ③ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ④ 支給申請書の受付・確認等 ⑤ 支給申請書等のとりまとめ ⑥ 使途実績報告書の受付・確認等	① 支援金の支給（被災者の口座振込による場合を除く） ② 支援金の返還に係る請求書の交付 ③ 支援金の納付に係る請求書の交付 ④ 算金の納付に係る請求書の交付 ⑤ 延滞金の納付に係る請求書の交付 ⑥ 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金

## 第5章 災害復旧・復興計画

### 5) 収入額の算定等

収入額の算定、支援金支給申請の手続き、その他については、県の指導に基づき被災者生活再建支援法・同施行令、同施行規則、内閣府政策統括官（防災担当）通知等に基づき行うものとする。

### 6) 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助する。

## 2 生業資金の貸付

被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

### (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）による災害援護資金

① 実施主体	嘉手納町（条例の定めるところにより実施。）
② 対象災害	自然災害であって、県内において救助法が適用される市町村が1以上ある場合の災害とする。
③ 貸付対象	‘②’により、負傷又は住居、家財に被害を受けた者
④ 貸付限度額	350万円 被害の種類、程度により区分（世帯主の1か月以上の負傷 150万円、家財の3分の1以上の損害 150万円、住居の半壊 170万円、住居の全壊 250万円、住居の全体が滅失若しくは流失 350万円）※原則
⑤ 所得制限	前年の所得が市町村民税の課税標準で730万円（4人世帯の場合）未満
⑥ 利率	年3%（据置期間中は無利子）
⑦ 据置期間	3年（特別の場合5年）
⑧ 償還期間	10年（据置期間を含む）
⑨ 償還方法	年賦又は半年賦
⑩ 貸付原資負担	国（3分の2）、県（3分の1）

### (2) 生活福祉資金の災害援護資金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金である。

① 貸付限度	1,500,000円
② 据置期間	貸付の日から1年以内
③ 償還期限	7年以内
④ 貸付利子	3%

### (3) 母子福祉資金

### (4) 国民金融公庫資金

① 更生資金
② 恩給担保貸付金
③ 遺族国債担保貸付金
④ 引揚者国庫債券担保貸付金

## 第5章 災害復旧・復興計画

### (5) 嘉手納町条例による災害援護資金の貸付

災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主（世帯の生計を主として維持していた場合に該当。）に対し、その生活建て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

（参照：「災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年7月3日条例第6号））

#### ア) 災害援護資金の限度額等（第13条）

※ 1 災害における1世帯当りの貸付限度額

区 分	内 容
療養に要する期間：1ヶ月以上の世帯主の負傷	① 家財についての被害金額がその家財価格のおおむね1/3以上の損害・住居の損害が無い場合 100万円 ② 家財の損害あり、かつ住居損害が無い場合 180万円 ③ 住居が半壊した場合 190万円 ④ 住居が全壊した場合 250万円
世帯主の負傷が無い	① 家財の損害がある、かつ住居の被害が無い 100万円 ② 住居が半壊した場合 110万円 ③ 住居が全壊した場合 170万円 ④ 住居の全体が滅失もしくは流失した場合 250万円
被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない等、特別の事情がある場合	① (1)の③の場合 250万円 ② (2)の②の場合 170万円 ③ (2)の③の場合 250万円

#### イ) 利率・期間等

利率（第14条）	・措置期間中 無利子 ・措置期間経過後（延滞の場合を除く。） 年3%
償還期間等（第13条）	・償還期間 10年 ・措置期間 償還期間のうち3年（令で定める場合は5年）

### 3 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯又は母子世帯で災害により住宅を失い、又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- (1) 「法」の災害援護資金
- (2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金
- (3) 母子福祉資金の住宅資金

## 第5章 災害復旧・復興計画

### 4 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給

#### (1) 災害弔慰金の支給

① 実施主体	嘉手納町（条例に基づき実施。）
② 対象災害	いわゆる自然災害（法第2条）であって、住家の滅失した世帯が町内で5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等
③ 支給対象	‘②’により死亡した者の遺族に対して支給する
④ 弔慰金の額	ア) 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ) その他の者が死亡した場合 250万円
⑤ 費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、町（4分の1）

#### (2) 災害障害見舞金の支給

① 実施主体	嘉手納町（条例に基づき実施。）
② 対象災害	いわゆる自然災害（法第2条）であって、住家の滅失した世帯が町内で5世帯以上の災害及び県内において、救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害等
③ 支給対象	‘②’により、精神又は身体に次に掲げる障害を受けた者に対して支給する ア) 両眼が失明した者 イ) そしゃく及び言語の機能を廃した者 ウ) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 エ) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 オ) 両上肢をひじ関節以上で失った者 カ) 両上肢の用を全廃した者 キ) 両下肢をひざ関節以上で失った者 ク) 両下肢の用を全廃した者 ケ) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者
④ 見舞金の額	ア) 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ) その他の者が障害を受けた場合 125万円
⑤ 費用の負担	国（2分の1）、県（4分の1）、町（4分の1）

## 第5章 災害復旧・復興計画

### (3) 嘉手納町条例による災害見舞金及び弔慰金の支給

(参照:「災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年7月3日条例第6号))

#### 【嘉手納町災害見舞金の支給】

災害障害見舞金の支給 (第9条)	町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。
災害障害見舞金の額 (第10条)	障害者1人当りの災害見舞金の額 ① 世帯の生計を主として維持していた場合 150万円 ② その他場合 75万円

#### 【嘉手納町災害弔慰金の支給】

災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象)により死亡したときは、そのものの遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

災害弔慰金を支給する遺族 (第4条)	死亡者により生計を主として維持していた(死亡当時)遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
災害弔慰金の額 (第5条)	災害死亡者1人当り ① 生計の主たる者 300万円 ② その他の者 150万円

## 5 災害義援金品の募集及び配分

災害義援金品の募集、輸送及び配分は、次の機関をもって協議会を構成し、各機関が共同、協力して行うものとする。

- 日本赤十字社沖縄県支部
- 県社会福祉協議会
- 県市長会、県町村会
- 沖縄タイムス、琉球新報
- 沖縄県婦人連合会
- その他の各種団体

## 第5章 災害復旧・復興計画

### 《嘉手納町 小災害り災者に対する見舞金支給要綱》

昭和56年2月3日

要綱第1号

小災害の範囲	災害の規模が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けない災害、風水害等予測できない天災地変等による災害事故をいう。									
見舞の種類	① 小災害により死亡したものであるものに対する弔慰金 ② 小災害により負傷したものであるものに対する見舞金 ③ 小災害により住家に被害を受けた世帯に対する見舞金									
見舞の対象	① 弔慰金 小災害により死亡した者（その者の故意又は、重大な過失のよって死亡した者を除く。）について、その者の遺族に対して支給する。 ② 見舞金 小災害により被害を受けた世帯に対し支給するものとし、負傷者については1ヶ月以上の治療期間を要する者とする。 ③ 住家の被害 小災害により全壊、全焼、流失又は半壊半焼した世帯とする。									
見舞金の程度	① 弔慰金 ② 見舞金 ③ 見舞金品（住家の被害等） 住家の被害については、り災世帯の構成による範囲とする。 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">世帯構成\被害の程度</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">全壊・全焼・流失</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">半壊・半焼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1人世帯</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">60,000円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">30,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2人以上は1人増すごとに加算する額</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">20,000円</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊、全焼、流失の最高額：250,000円</li> <li>・半壊、半焼の最高額：120,000円</li> </ul>	世帯構成\被害の程度	全壊・全焼・流失	半壊・半焼	1人世帯	60,000円	30,000円	2人以上は1人増すごとに加算する額	20,000円	15,000円
世帯構成\被害の程度	全壊・全焼・流失	半壊・半焼								
1人世帯	60,000円	30,000円								
2人以上は1人増すごとに加算する額	20,000円	15,000円								
支給の方法	弔慰金及び見舞金は、原則として現金をもって支給する。 但し、必要のある場合においては、前条に掲げる範囲内において現物をもって支給することができる。									
見舞の支給手続	見舞の支給をする場合は、あらかじめ係は町長に小災害報告書（様式）を提出するものとする。									

第4節 住宅復旧計画

災害時における住宅の復旧対策を図る。

[実施主体：総務班・企画財政班・都市建設班]

1 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅資金

町及び県は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、町において罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害復興住宅資金</li> <li>② 地すべり等関連住宅資金</li> <li>③ 宅地防災工事資金</li> </ul> |
|---|

(2) 個人住宅（特別貸付）建設資金

町長は、災害による住宅の被害が発生した場合においては、罹災者に沖縄振興開発金融公庫による個人住宅(特別貸付)建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知させるものとする。なお、罹災者が借入れを希望する際には「罹災者証明書」を交付するものとする。

2 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項による）は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯者に賃貸するため国庫補助を受けて建設するものとする。

(1) 適用災害の規模

災害種別	基準内容
① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合。	ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。 イ) 本町区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。 ウ) 本町区域内の滅失戸数が、その住宅戸数の1割以上のとき。
② 火災による場合	ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。 イ) 本町区域内の滅失戸数が、その区域内住宅戸数の1割以上のとき。

(2) 建設及び管理者

災害公営住宅は、町が建設し、管理することとする。

ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。

### 第5節 農漁業及び中小企業資金融資計画

災害時の被災農林漁業者及び中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

[実施主体：産業環境班]

#### 1 農業関係

災害により農業者が被害を受け経営に打撃を受けた場合に、低利の資金を融資することによって、農林業経営の安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

したがって、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

沖縄振興開発金融公庫の農業関係資金のうち、災害復旧事業を対象とするものに農業基盤整備資金、農林漁業施設資金（共同利用施設資金及び主務大臣指定資金）、自作農維持資金がある。その他に「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付規程」に基づく災害資金があるので、これらの災害金融制度の活用を図るよう推進する。

なお、天災融資法を適用されない災害に対しては、県単独の「沖縄県農業災害資金利子補給事業補助金交付規程」を適用して、低利の資金を融通して農業経営の維持安定を図るよう推進する。

#### 2 水産関係

被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに嘉手納町漁業組合等の管理する共同利用施設、又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、漁業組合（同連合会）の系統金融の活用を図るよう指導推進する。

##### 〈農林漁業関係の融資〉

- ① 天災融資法による災害経営資金及び災害事業資金
- ② 農林漁業金融公庫資金による災害資金
- ③ 自作農維持資金

#### 3 中小企業関係

被害を受けた中小企業に対する融資及び斡旋は次のとおりである。

- ① 沖縄振興開発金融公庫資金
- ② 商工組合中央金庫資金
- ③ 沖縄県融資制度（中小企業セーフティネット資金）

### 第6節 被災者振興計画

この計画は、被災者の生活確保を目的とし、次のような諸便宜を供与するためのものである。供与する便宜の種類は、以下のとおりである。

[実施主体：総務班・企画財政班・町民保険班・都市建設班・産業環境班]

#### 1 職業の斡旋

公共職業安定所が職業斡旋の対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康、その他の状況から判断し就職可能な者とする。

被災者が遠隔地に居住する等、その他の事由により公共職業安定所に出頭することのできない被災者について町長は、公共職業安定所長の指示により被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐものとする。

更に公共職業安定所長は、町長の求職取次ぎに基づき、状況により被災地に出向いて職業相談を実施させるものとする。

#### 2 借地借家制度の特例適用

町長は、必要と認めるときは「罹災都市借地借家臨時処理法」の適用手続きをとるものとする。

#### 3 住宅供給

町長は、必要と認めるときは、全壊家屋被災者を町営住宅に入居させる等の住宅確保を図るものとする。

#### 4 町税の徴収猶予及び減免

町長は、地方税法、嘉手納町税条例に基づいて、被災者の状況により町税の徴収猶予及び減免を行うものとする。

減免を受けようとする者は必要事項を記載し、その事実を証する書類を添付した申請書を町長に提出しなければならない。

### 第7節 復興の基本方針

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものである。

[実施主体：総務班]

#### 1 復興計画の作成

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において被災地域の再建を速やかに実施するため復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

また、住民の意向を尊重しつつ、協働して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

#### 2 がれき処理

災害によるがれきの処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集・分別、運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。

また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため適切な措置等を講ずるものとする。

#### 3 防災まちづくり

防災まちづくりにあたっては、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる河川道路、公園、河川、港湾等骨格的な基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽の設備等を基本的な目標とするものである。

また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。